

大木町変動型最低制限価格制度の試行に伴う事務取扱要領

平成21年7月16日

改正 平成22年8月25日告示第49号

改正 令和2年8月21日告示第65号

(目的)

第1条 この要領は、町が条件付き一般競争入札により契約を締結する場合において、過度な低入札価格による品質の低下を防止するため、変動型最低制限価格を算定することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 変動型最低制限価格を算定する対象は、少なくとも5者以上の参加が見込まれる建設工事及び建設工事に係る設計、測量等の業務委託とし、大木町入札委員会が指定したものとする。

(算定方法等)

第3条 有効な入札の数が5者以上の場合における変動型最低制限価格は、当該入札ごとに、次の手順に従って算定するものとする。

- (1) 有効参加者数に100分の60を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）を求め、その数を平均額算出対象者数とする。
 - (2) 入札金額の低いものから平均額算出対象者数分の入札について、その平均額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を求め、その数に100分の90を乗じて得た額（その金額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）を、その入札における最低制限比較価格とする。ただし、その額が、入札書比較価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては100分の92を乗じた額とし、入札書比較価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては100分の75を乗じて得た額とする。なお、端数処理として、上記により算出した額の千円未満については切り上げる。ただし、入札書比較価格に100分の92を乗じた額を超える場合にあっては、これを切り捨てる。
- 2 有効な入札の数が5者に満たない場合における変動型最低制限価格の算定は、予定価格に100分の75を乗じた額を最低制限比較価格とする。ただし、当

該金額に千円未満の端数が生じた場合は切り上げた額とする。

(適用方法)

第4条 変動型最低制限価格の適用方法は、最低制限価格以上の最低価格入札者をもって落札予定者とする。

(公表)

第5条 変動型最低制限価格を算定する場合は、当該入札の公告においてその旨を公表しなければならない。

(委任)

第6条 この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年7月16日から施行する。

附 則 (平成22年告示第49号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年告示第65号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。